



飯能市と飯能信用金庫との包括連携に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と飯能信用金庫（以下「乙」という。）とは、相互の連携協力により地域経済の活性化を図るため、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地域の持つ特色（自然・歴史・文化・風土）に、両者が持つ知恵・情報・技術を取り入れて相乗効果を発揮することで地域の競争力を強化するため連携協力し、もって飯能市の地域経済を発展させることを目的として、本協定書を取り交わす。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携協力するものとする。

- (1) 地域経済及び企業経営に関する調査・研究
- (2) 地域産業活性化の支援
- (3) 創業・経営支援
- (4) 地域を担う人材の育成
- (5) 文化・スポーツ事業等
- (6) 災害時における支援
- (7) その他、甲及び乙が必要と認める事項

（連携窓口の設置）

第3条 甲及び乙は、相互に連携協力事項に関する窓口を設置し、協議・情報交換を行う。

（情報の共有）

第4条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、お互いに知り得た全ての情報の保持に対しては信義に従い誠実に行うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、その締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに各当事者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、本協定は同一の条件で1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

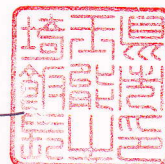
平成24年11月 7日

飯能市大字双柳1番地の1

甲 飯能市

飯能市長

沢辺 静 菴



飯能市栄町24番地9

乙 飯能信用金庫

理事長

内 田 哲

